川根本町週休２日推進工事（土木工事等）実施要領

（目的）

第１条　建設業界では、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。

本要領は、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休２日など、適切な方法により取り組みを推進するとともに、週休２日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休２日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

（対象工事）

第２条　川根本町が発注する土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準及び治山林道必携により積算する工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

(1)　施工に必要な実日数（実働日数）が１週間程度と見込まれる工事

(2)　通年維持工事、緊急性の高い応急対策工事等

(3)　町長が対象工事に適さないと判断する工事

なお、(3)により対象外として発注した工事については、契約後、現場着手までに受発注者間協議を行い、必要に応じて対象とすることができる。

（用語の定義）

第３条　本要領において用いる用語は次のとおりとする。

(1)　週休２日

対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2)　対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（６日間）、夏季休暇（３日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(3)　現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、

現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4)　現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が 28.5%以上の場合を４週８休以上とする。

(5)　完全週休２日（土日）

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受発注者間の事前協議により、予めこれに変わる定休日を設定してもよいものとする。

(6)　月単位の週休２日

対象期間の全ての月において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

(7)　通期の週休２日

対象期間の現場閉所率が 28.5%以上の状態をいう。

（発注）

第４条　発注者指定型により発注する。

治山林道必携により積算する工事の場合は月単位の週休２日以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する。

（実施方法）

第５条　週休２日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

１　土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準により積算する工事においては、工事完成時、受注者は週休２日達成状況報告表（別紙１を参考とする）を監督員に提出するものとする。

２　治山林道必携により積算する工事においては、次のとおりとする。

(1)　受注者は、現場着手日までに現場閉所計画表（別紙２を参考とする）を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

(2)　受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。

(3)　監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め現場閉所率について確認

を行う。なお、規定の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

(4)　上記取組実施内容については、入札公告等で提示する特記仕様書に明記する。

（費用の計上）

第６条　治山林道必携により積算する工事においては、静岡県が定める「週休２日推進工事積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

附　則

この要領は、令和８年10月１日から施行する。